

## 神奈川県青少年指導員連絡協議会規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、神奈川県青少年指導員連絡協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めます。

### (名称)

第2条 本協議会は、神奈川県青少年指導員連絡協議会（以下「県協議会」という。）と称します。

### (目的)

第3条 県協議会は、青少年指導員相互の連絡協調を図るとともに、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動の連携に寄与することを目的とします。

### (構成)

第4条 県協議会の構成団体は、市町村単位の青少年指導員組織（以下「市町村協議会」という。）とします。

### (委員の選出)

第5条 市町村協議会は、当該市町村協議会の代表として県協議会で活動する委員（以下「委員」という。）を選出します。

2 委員は、横浜市にあっては3名、川崎市にあっては2名、他の市町村にあっては各1名とします。ただし、県協議会が特に必要と認めるときは、このほかに必要な委員を選出することができます。

### (活動)

第6条 県協議会及び委員は第3条の目的を達成するため、次のとおり活動します。

- (1) 青少年指導員活動推進のための研究協議
- (2) 市町村協議会相互の情報交換
- (3) 関係機関及び団体との連絡協調
- (4) 活動資料の収集・配布
- (5) その他目的達成に必要な活動

### (地域協議会)

第7条 県協議会及び委員の活動を円滑にするため、県地域県政総合センターごとにその地域名を冠した青少年指導員組織（以下「地域協議会」という。）をおくことができます。

2 地域協議会の組織及び運営に関する事項は、当該地域協議会で定めます。

3 横浜、川崎及び相模原地域にあっては、当該市の青少年指導員組織をもって、地域協議会とみなします。

### (役員)

第8条 県協議会に、次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名

### (役員の仕事)

第9条 会長は、県協議会を代表し、会務を総理します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める順序にしたがい会長を代理します。

3 理事は、理事会を構成します。

( 役員の改選 )

第10条 理事は、地域協議会会長をもってあてます。ただし、県協議会が特に必要と認めるときは、このほかに理事を選出することができます。

2 会長、副会長は、理事の互選によって選出します。

( 役員の任期 )

第11条 役員の任期は、神奈川県青少年指導員委嘱要領に定める、青少年指導員の任期とします。ただし、任期満了後であっても、新たに役員が選出されるまでの間は、当該役員が引き続きその任にあたります。

( 会議の招集 )

第12条 県協議会の会議は、会長が招集し、その議長となります。

( 会議の種類 )

第13条 県協議会の会議は、委員総会及び理事会とします。

2 委員総会は、第6条に定めるところを内容として、原則として年に2回開催します。

3 理事会は、委員総会の運営及び会長が必要と認める事項について協議するため、随時開催します。

( 議決 )

第14条 県協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

( 代理出席 )

第15条 県協議会の会議は、代理人が出席できます。

( 事務局 )

第16条 県協議会の庶務は、神奈川県県民局次世代育成部青少年課において処理します。

( 規約の変更 )

第17条 この規約は、委員総会の議決を経て変更することができます。

( 委任 )

第18条 この規約に定めるもののほか、県協議会の運営に必要な事項は会長が別に定めます。

附則 この規約は、昭和45年9月1日から施行する。

附則 この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附則 この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附則 この規約は、昭和61年7月1日から施行する。

附則 この規約は、平成元年4月1日から施行します。

附則 この規約は、平成3年2月21日から施行します。

附則 この規約は、平成11年6月1日から施行します。

附則 この規約は、平成17年4月1日から施行します。

附則 この規約は、平成20年5月26日から施行します。

附則 この規約は、平成22年4月1日から施行します。

附則 この規約は、平成24年4月1日から施行します。

附則 この規約は、平成25年5月24日から施行します。